

管理規程の記載事項案

1. 方針

- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供のための全社的・横断的な設備管理の方針に関する事。
- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供のための関係法令及び管理規程その他の遵守に関する事。
- ・通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備管理の方針に関する事。
- ・災害を考慮した適切な設備管理の方針に関する事。
- ・情報セキュリティの確保に関する方針に関する事。

2. 体制

① 各取組を行うに当たっての職務及び社内外の各当事者の有機的な連携体制の確保

- ・経営責任者の職務に関する事。
- ・電気通信設備統括管理者の職務に関する事。
- ・電気通信主任技術者の職務及び代行に関する事。
- ・各部門責任者の職務に関する事。
- ・各従事者の職務に関する事。
- ・社内の連携体制の確保に関する事。
- ・社外（相互接続事業者、卸先、委託先及び調達先（製造業者及びベンダー等））との連携及び責任分担に関する事。
※委託先からの再委託先等との連携及び責任分担に関する事も含める。

② 横断的に取り組むべき事項

- ・事業用電気通信設備の設計及び工事に関する事。
- ・事業用電気通信設備の維持及び運用に関する事。
- ・情報セキュリティ対策に関する事。
- ・ソフトウェアの導入及び更新に関する事。
- ・重要通信の確保、ふくそう対策に関する事。
- ・緊急通報に関する事。
- ・防犯対策に関する事。
- ・現状の調査、分析及び改善に関する事。
- ・消費者保護観点から利用者に向けた情報提供に関する事。
- ・ふくそう及び事故発生時の報告、記録及び措置に関する事。
- ・災害その他非常の場合の報告、記録及び措置に関する事。
- ・事故発生等に係る原因を特定するための記録に関する事。
- ・サービスの復旧及び再発防止のための対策に関する事。

3. 方法

① 平時

- ・電気通信役務の確実かつ安定的な提供に関する基本的な取組に関する事。
- ・事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関する事。
- ・事業用電気通信設備の設計及び工事に関する事。
 - (1) 通信量の変動を踏まえた適切な設備量の確保に関する事。
 - (2) 設備の設定におけるデータの誤設定・誤入力防止及び関連する設備間の設定の整合性に関する事。
 - (3) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関する事。
 - (4) 設備の冗長構成の確保、予備系への切替動作の確認及び予備系への切替不能時における対応に関する事。
 - (5) 工事手順書の適切な作成・遵守及び着工前における工事手順書・工事の内容の確認に関する事。
 - (6) 工事後の試験に関する事。
 - (7) 設備変更の際にとるべき事項に関する事。
 - (8) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関する事。
 - (9) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定・実施に関する事。

・事業用電気通信設備の維持及び運用に関すること。

- (1) 設備導入後における設備の不具合発見のための監視項目・監視方法に関すること。
- (2) 事故予防を目的とした、設備の監視データの分析に関すること。
- (3) 経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関すること。
- (4) 設備を設置する建築物、空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。
- (5) 維持及び運用の委託に関すること。
- (6) 通信の秘密の確保に関すること。

・情報セキュリティ対策に関すること。

・ソフトウェアの信頼性確保に関すること。

- (1) 通信需要等を踏まえた、社内関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性確保に関すること。
- (2) 商用に近い環境での試験に関すること。
- (3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。
- (4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。

・重要通信の確保、ふくそう対策に関すること。

・緊急通報に関すること。

・防犯対策に関すること。

・現状の調査、分析及び改善に関すること。

②事故等発生時

・ふくそう、事故及び災害等発生時の報告、記録、措置及び周知に関すること。

- (1) 迅速な原因分析のためのベンダー等との連携に関すること。
- (2) サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関すること。
- (3) 障害の最小化対策に関すること。
- (4) 事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。
- (5) 一次措置が機能しない場合の二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）の速やかな実施に関すること。
- (6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。
- (7) サービス復旧のための手順及び取るべき措置に関すること。

・消費者保護観点から利用者に向けた情報提供の方法に関すること。

- (1) 情報提供の時期に関すること。
- (2) 情報提供窓口及びホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。
- (3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。
- (4) 情報提供手段の多様化に関すること。
- (5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。

③事故収束後

・再発防止のための対策に関すること。

- (1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。
- (2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関すること。
- (3) 事故の第三者検証に関すること。
- (4) 事故報告制度の活用による管理規程の見直しに関すること。

4. 統括管理者の選任

・電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関すること。